

日車協連 28-66号  
平成29年 3月 6日

会 員 殿

日本自動車車体整備協同組合連合会  
会 長 小 倉 龍 一  
(公印省略)

「封印取付け委託要領」及び「封印取付け委託要領の運用等」の一部改正について

冠 省 早速ですが、平成29年2月28日付の国自情第242号の2・国自情第243号の6の公文書を以って国土交通省自動車局長殿並びに同省自動車局自動車情報課長殿より弊会会长宛に「封印取付け委託要領」及び「封印取付け委託要領の運用等」の一部改正について通知がありましたので、お知らせいたします。

なお、この改正により現在、整備のために取り外したナンバープレートの再封印を行っている貴組合所属の優良自動車整備事業者・特殊整備工場・車体整備作業一種及び二種は、甲種受託者が自動車ユーザーの利便の向上を図る上で必要があると認める場合、例えば、転居に伴う住所変更による変更登録時の再封印、ご当地ナンバーへの番号変更による再封印及び図柄ナンバー等への変更時の再封印を甲種の名において行わせることができます。

また、ご不明な点等については、当該甲種受託者に確認するなど、適切にご対応下さるようお願いいたします

草々

記

同封資料

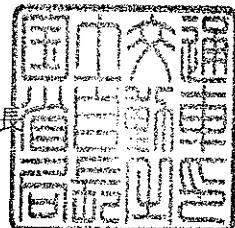
1. 国土交通省からの通知文書（写） 1部  
「封印取付け委託要領」の一部改正について  
「封印取付け委託要領の運用等」の一部改正について
2. 封印委託の拡大について 1部



国自情第242号の2  
平成29年2月28日

日本自動車車体整備協同組合連合会会長 殿

国土交通省自動車局長



### 「封印取付委託要領」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方運輸局等に通知しましたので、ご了知頂きますとともに、傘下会員への周知方よろしくお願いします。

国自情第242号  
平成29年2月28日

地方運輸局長殿  
内閣府沖縄総合事務局長殿

自動車局長

「封印取付委託要領」の一部改正について

標記について、ラグビーワールドカップ特別仕様ナンバープレートの交付に係る関係省令の施行に伴い、「封印取付委託要領」（平成18年10月4日付け国自管第86号）を下記のとおり一部改正することとしたので、了知されたい。

記

「封印取付委託要領」（平成18年10月4日付け国自管第86号）を別添のとおり改正する。

【別添改正溶け込み】

封印取付け委託要領

(適用)

第1条 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）（以下「車両法」という。）

第28条の3第1項の規定による封印の取付けの委託（以下「封印取付け委託」という。）に関しては、同法、同法施行令、同法施行規則の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)受託者 封印取付委託を受けた者

(2)甲種受託者 乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者以外の受託者

(3)乙種受託者 完成検査終了証（以下「完検証」という。）のある自動車の販売を業とする者であって、以下の場合に必要となる封印の取付けの委託を受けた者。

ア その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて完検証の提出により新規登録を受ける場合

イ その販売する自動車（販売用中古自動車を含む。）について、当該自動車の提示に代えて、自動車予備検査証（以下「予備検証」という。）、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証（以下「保安基準適合証等」という。）の提出により新規登録を受ける場合

ウ 変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたもの）を除く。）に限る。）

エ 車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合

(4)丙種受託者 一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会の会員のうち中古自動車の販売を業とする者を構成員とする団体（以下「団体」という。）であって、以下の場合に必要となる封印の取付け委託を受けた者

ア その構成員の販売する自動車（新車及び販売用中古自動車）について、当該自動車の提示に代えて、完検証、予備検証、保安基準適合証等の提出により新規登録を受ける場合

イ 変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたもの）を除く。）に限る。）

ウ 車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合

(5)丁種受託者 行政書士法（昭和26年2月22日法律第4号）第15条に規定される行政書士会（以下「行政書士会」という。）であって、その所属する行政書士が運

輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所（内閣府沖縄総合事務局にあっては、陸運事務所、宮古運輸事務所又は八重山運輸事務所。以下「運輸支局等」という。）に提出する書類を作成した自動車について、以下の場合に必要となる封印の取付け委託を受けた者

- ア 当該自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。以下、本号イにおいて同じ。）の提示に代えて、予備検証、保安基準適合証等の提出により新規登録を受ける場合
- イ 当該自動車に係る変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）
- ウ 車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合（事業場）

第3条 封印取付けの委託は、事業場毎に行う。

（委託に当たっての考慮事項）

第4条 封印の取付けの委託に当たっては、次の点を考慮して行うこととする。

（1）封印取付け責任者

受託者は、封印取付け責任者を予め選任し、自動車登録番号及び車台番号の確認、封印の保管及び出納並びに法令及び委託に附した条件の遵守について必要な監督を行わせるとともに、問題が生じた場合には適切な措置をとらせる等、封印取付け業務の統括管理させるものとする。

（2）事業場

受託者は、封印取付け責任者が常駐し、必要な施設を備えた事業場において封印の取付けを行うものとする。

（3）施封センター方式

乙種受託者は、封印の取付けを、複数の受託者が共同で設置した施設においても行うことができるものとする。この場合、封印取付け責任者及び施設における封印取付け職員の選定、封印取付け業務の管理体制等封印取付けの実施計画について十分審査し、業務運営の適正が確保されるよう措置すること。

（4）巡回施封方式

丙種及び丁種受託者は、構成員である自動車販売事業者の店舗又は所属する行政書士の事務所においても封印の取付けを行うことができるものとする。この場合、封印取付け責任者及び巡回封印取付け職員の選定、巡回封印取付け業務の管理体制等封印取付けの実施計画について十分審査し、業務運営の適正が確保されるよう措置すること。なお、適正な業務運営が図られないおそれがある場合には、必要に応じ一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会又は日本行政書士会連合会を通じた指導を行うこととするので、委託を行った運輸支局等は適宜その状況を本省自動車情報課に報告されたい。

## (5) 出張封印方式

受託者（乙種受託者又は丙種受託者は、使用者の住所変更による変更登録及び車両法第11条第2項（自動車登録令43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合に限る。）は、（2）から（4）までに加え、事業場等への自動車の持ち込みによる申請者の負担の軽減を図るため、封印の取付けを対象となる自動車の保管場所（自動車の保管場所の確保等に関する法律（以下「車庫法」という。）第3条の保管場所を言う。以下同じ。）等において行うことが出来るものとする。

この場合、受託者は、封印取付け責任者により適正な業務運営が確保されるよう措置するとともに、当該出張封印に係る登録申請又は交換申請時等に封印受託者名、出張封印を行おうとする自動車の車台番号、出張封印の希望、自動車登録番号標の返納方法等を記載した書面を運輸支局等に提出し、確認を受け、かつ、施封後は、取り外した自動車登録番号標を遅滞なく交付代行者に返納等しなければならない。

### (封印取付け受託者準則)

第5条 運輸支局長（運輸監理部長、陸運事務所長、宮古運輸事務所長及び八重山運輸事務所長を含む。以下同じ。）は、別記「封印取付け受託者準則」を参考にして封印取付け受託者準則を作成し、受託者に交付するものとする。

### (封印取付委託書)

第6条 運輸支局長は、封印取付け委託をしたときは、受託者に対して封印取付け委託書（別記様式）を交付するものとする。

### (委託の制限)

第7条 道路運送車両法第20条第4項又は道路運送法第41条第3項（同法第81条第2項及びタクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第52条第2項において準用する場合を含む。）、貨物自動車運送事業法第34条第3項並びに土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第9条第3項の規定による封印の取付けは、委託することができない。

第8条 自動車検査登録事務所がある都道府県においては、甲種受託者への委託は運輸支局（自動車検査登録事務所の管轄区域を除く。）又は自動車検査登録事務所の管轄区域ごとに行うものとし、委託する業務の範囲は、車両法第11条第1項又は第2項の封印の取付けは、委託のあった当該管轄区域に使用の本拠を有する自動車に限定するものとし、同条第4項又は第6項の封印の取付けは、全ての自動車について委託することができるものとする。

第9条 前条に規定するほか、事情に応じ自動車の使用の本拠の位置、車種、自動車の用途等により委託する業務の範囲を限定することができる。

### (封印作業の再委託)

第10条 甲種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要があると認めるときは、左欄に掲げる者に対し、右欄に掲げる作業を、甲種受託者の名において行わせることが出来る。この他、運輸支局等の庁舎の建替えにより運輸支局等の構内が狭隘となる

等、ユーザー利便が著しく損なわれると運輸支局長が認めるときは、運輸支局長が指定する者に、作業及び期間を限定して、甲種受託者の名において行わせることができる。この場合、運輸支局長は、その必要性について本省自動車情報課と事前に協議すること。

作業者	作業範囲
日本自動車輸入組合の輸入自動車販売事業者	・輸入車特別取扱制度の一環として出張予備検査を行った自動車の新規登録に伴う封印の取付け作業
自動車登録業務に十分精通した行政書士	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。）について、当該自動車の提示に代えて完検証、予備検証、保安基準適合証等の提出による新規登録に伴う封印の取付け作業</li> <li>・他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。）について、変更登録又は移転登録（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）に伴う封印の取付け作業</li> <li>・車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項に基づく封印の取付け作業</li> </ul>
指定整備事業者（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づき設立された指定整備事業者である自動車整備協業組合または中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された指定整備事業者である自動車整備協同組合にあっては、当該組合の組合員を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その販売する中古自動車の新規登録に伴う封印の取付け作業</li> <li>・変更登録又は移転登録（車両法第14条第1項の規定により当該自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。）の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）に伴う封印の取付け作業</li> <li>・車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項に基づく封印の取付け作業</li> </ul>
車体整備事業者（優良自動車整備事業者認定規則（昭和26年運輸省令第72号）別表に定める車体整備作業1種又は2種として認定を受けた優良自動車整備事業者に限る。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更又は移転登録（車両法第14条第1項の規定により当該自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。）の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に伴う封印の取付け作業</li> <li>・車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項に基づく封印の取付け作業</li> </ul>

2 乙種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要があると認めるときは、行政

書士（自動車登録業務に十分精通した行政書士に限る。以下同じ。）又は一般社団法人日本自動車販売協会連合会（行政書士法施行規則（昭和26年総務省令第90号）第20条第1項第2号の規定により申請した自動車に限る。）に封印の取付け作業を乙種受託者の名において行わせることができる。この場合、当該行政書士は、第4条（5）の規定に関わらず出張封印を行うことができるることとする。

- 3 丙種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要があると認めるときは、当該団体の構成員に又は当該団体の構成員を通じ行政書士に、封印の取付け作業を、丙種受託者の名において行わせることができる。この場合、当該行政書士は、第4条（5）の規定に関わらず出張封印を行うことができるることとする。
- 4 丁種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要があると認めるときは、行政書士に、封印の取付け作業を、丁種受託者の名において行わせることができる。

（封印受領証等）

第11条 運輸支局長は、受託者に封印を交付（前渡しを含む。）したときは、受領証を提出させる等の方法により交付年月日、交付先、交付数量を明確にできるようにしておかなければならない。

- 2 前項の受領証等は、次年度末まで保存しなければならない。

（封印の出納の記録）

第12条 運輸支局長は、封印の出納状況を明確に記録しておかなければならない。

（封印取付け報告書）

第13条 運輸支局長は、毎月受託者に前月の封印取付け状況に関し封印取付け報告書を提出させるものとする。

ただし、封印の前渡しをしていない受託者についてはこの限りではない。

- 2 提出を受けた前項の封印取付け報告書は、次年度末まで保存しなければならない。

## 附則

（施行期日）

第1条 本通達は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 本通達施行の際に現に旧通達第6条の規定により封印取付け委託書の交付を受けている甲種受託者及び乙種受託者並びに丙種受託者は、本通達の施行の日に本通達第2条第2号の甲種受託者、第3号の乙種受託者及び第4号の丙種受託者としてそれぞれ第6条の規定による運輸支局長から封印取付け委託書の交付を受けたものとみなすことができる。

- 2 運輸支局長は前項の規定により甲種受託者、乙種受託者及び丙種受託者として運輸支局長から封印取付け委託書の交付を受けたものとみなされた者に対し、第5条の規定による封印取付け受託者準則を受託者に交付するものとする。

別記様式

封印取付け委託書	
受託者の氏名又は名称及び住所	
事業場の名称及び所在地	
委託する業務の範囲	

道路運送車両法第28条の3第1項の規定に基づき、上記のとおり封印の取付けを委託する。

平成 年 月 日

運輸支局長 印

「委託する業務の範囲」

1 自動車検査登録事務所のない都道府県の甲種受託者の場合

「A県の区域に使用の本拠を有する自動車に係る道路運送車両法第11条第1項又は第2項に係る封印の取付け及び全ての自動車に係る道路運送車両法第11条第4項又は第6項に係る封印の取付け」

2 自動車検査登録事務所のある都道府県の甲種受託者の場合

「A県（A運輸支局B自動車検査登録事務所の管轄区域を除く。）の区域に使用の本拠を有する自動車に係る道路運送車両法第11条第1項又は第2項に係る封印の取付け及び全ての自動車に係る道路運送車両法第11条第4項又は第6項に係る封印の取付け」

3 乙種受託者の場合

(1) その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて完成検査終了証の提出により新規登録を受ける場合

(2) その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて自動車予備検査証、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出により新規登録を受ける場合

(3) 変更登録又は移転登録を受ける場合（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたもの）を除く。）に限る。）

(4) 道路運送車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（A県の区域に使用の本拠を有する自動車に限る。）の規定による封印の取付けを行う場合

4 丙種受託者の場合

(1) その構成員が販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて完成検査終了証、自動車予備検査証、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の

提出により新規登録を受ける場合

- (2) 変更登録又は移転登録を受ける場合（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）
- (3) 道路運送車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（A県の区域に使用の本拠を有する自動車に限る。）による封印の取付けを行う場合

5 丁種受託者の場合

- (1) 所属する行政書士が他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。以下、次号において同じ。）について、当該自動車の提示に代えて自動車予備検査証、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出により新規登録を受ける場合
- (2) 所属する行政書士が他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車について、変更登録又は移転登録を受ける場合（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）
- (3) 道路運送車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（A県の区域に使用の本拠を有する自動車に限る。）による封印の取付けを行う場合

別記

封印取付け受託者準則

（適用）

第1条 受託者は、道路運送車両法及び同法施行規則の規定によるほか、この準則の定めに従って封印の取付けに関する業務を行わなければならない。

（定義）

第2条 この準則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 封印の前渡し 予め一定数量の封印を受託者に交付すること。
- (2) 有償受託者 第14条の規定により手数料請求権を放棄した受託者以外の受託者（封印受払い簿）

第3条 封印の前渡しを受けた受託者は、封印受払い簿を備え、封印の出納状況を明らかにしなければならない。

- 2 封印受払い簿への記録は、受入れ、取付け、打損、紛失等受払い事由を明らかにして行わなければならない。
- 3 封印受払い簿は、記録した日から2年間保存しなければならない。

(封印の保管)

第4条 受託者は、紛失、盗難等がないよう封印を厳重に保管しなければならない。

(打損した封印等)

第5条 受託者は、打損又はき損した封印及び不良の封印を運輸支局長に返納しなければならない。

(封印の紛失)

第6条 受託者は、封印の紛失を発見したときは、すみやかにその数量及び事情を運輸支局長に報告しなければならない。

(封印取付け届出書)

第7条 有償受託者たる乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、封印の取付けを行おうとするときは、当該自動車の新規登録、変更登録及び移転登録の際、運輸支局長に封印取付け届出書（第1号様式）2通を提出しなければならない。

(出張封印確認書)

第8条 出張封印を行おうとする受託者は、登録申請又は交換申請時等に封印受託者名、出張封印を行おうとする自動車の車台番号、出張封印の希望、ナンバープレートの返納方法等を記載した書面又は当該書面と同等と認める書面を運輸支局長に原則2通提出しなければならない。

(封印取付け報告書)

第9条 封印の前渡しを受けた受託者は毎月10日までに、前月の封印取付け状況に關し、運輸支局長に封印取付け報告書（第2号様式）を提出しなければならない。

2 封印の前渡しを受けた乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、前項の封印取付け報告書を提出するときは、封印の取付をした自動車の登録年月日及び自動車登録番号を記載した書面を添付しなければならない。

(変更届)

第10条 受託者は、道路運送車両法施行規則第12条第1項の申請書に記載した事項に変更があったとき（事業場の位置に変更があったときを除く。）は、すみやかにその旨を運輸支局長に届け出なければならない。

(手数料額)

第11条 手数料の額は、毎年度ごとに定めるものとする。

第12条 手数料は、甲種受託者の場合には運輸支局等の業務件数により、乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者の場合には請求書に添付された封印取付け届出書により確認できる封印取付け件数について支払う。

(手数料の請求)

第13条 受託者は、毎月4月1日から翌年3月31日までに行った封印の取付けについて運輸支局長に手数料を請求することができる。

2 前項の手数料の請求は、次年度4月末までに封印の取付け件数及び請求金額を記載した請求書を提出することにより行わなければならない。

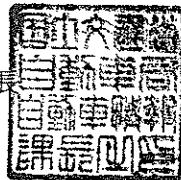
3 乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、前項の請求書を提出するときは、運輸



国自情第243号の6  
平成29年2月28日

日本自動車車体整備協同組合連合会会長 殿

国土交通省自動車局自動車情報課長



「封印取付け委託要領の運用等」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方運輸局自動車技術安全部長及び内閣府沖縄総合事務局運輸部長に通知しましたので、ご了知されたい。

なお、封印の取付け作業を甲種封印受託者の名において行うことを希望する優良自動車整備事業者が存するときは、一般社団法人全国自動車標板協議会と十分協議し、封印の取付けにあたっては当該優良自動車整備事業者と甲種封印受託者にて確約書を取り交わすこと等により慎重に対処するとともに、当該優良自動車整備事業者に対しよろしく御指導願いたい。

国自情第243号  
平成29年2月28日

地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
内閣府沖縄総合事務局長運輸部長 殿

自動車局自動車情報課長

「封印取付け委託要領の運用等」の一部改正について

標記について、ラグビーワールドカップ特別仕様ナンバープレートの交付に係る関係省令の施行に伴い、「封印取付委託要領」（平成18年10月4日付け国自管第86号）を一部改正することから、その具体的な運用について下記のとおり一部改正することとしたので、事務処理上遺漏ないようにされたい。

記

「封印取付け委託要領の運用等」（平成18年10月4日付国自管第87号）を別添のとおり改正する。なお、「甲種受託者による出張封印について」（平成18年1月30日付け国自管第168号）は廃止する。

支局長が確認済印を押捺して返付した封印取付け届出書を添付しなければならない。  
(無償受託)

第14条 受託者は、手数料の請求を行わない旨をあらかじめ文書をもって通知することにより、手数料請求権を放棄することができる。

第1号様式

封印取付け届出書					
運輸支局長 殿			年 月 日		
			受託者 事業場		
下記の自動車について封印を取り付けます。					
	車台番号	自動車登録番号		車台番号	自動車登録番号
1					
2					
3					
4					
5					

備考 余白は、斜線で消すこと。

(日本工業規格A4判)

第2号様式

封印取付け報告書					
運輸支局長 殿			年 月 日		
年 月 分		受託者 事業場			
封印取付け件数 00000 件					
受入れ			払出し		
前月繰越		個	受け		個
受入れ		個	不良品		個
			打損		個
			紛失		個
			残り		個
計		個	計		個

(日本工業規格A4判)

## 【別添改正溶け込み】

### 封印取付け委託要領の運用等

#### 1 定義

本通達における基本通達とは、平成18年10月4日付国自管第86号「封印取付け委託要領」をいう。

#### 2 基本通達第2条第3号について

##### (1) 委託先

完成検査終了証のある新車の販売を行っている自動車販売業者であって、自動車予備検査証の交付を受けた車又は保安基準適合証若しくは限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の交付を受けた中古新規車を販売する者とする。

##### (2) 販売用中古自動車の範囲

販売用中古自動車の範囲は、当該乙種受託者が自ら仕入れ若しくは販売する中古自動車であって、古物営業法（昭和24年法律第108号）第16条の規定によって帳簿等への記載又は電磁的方法により記録することとされているものに限る。

#### 3 基本通達第2条第4号について

##### (1) 委託先

① (一社)日本中古自動車販売協会連合会（以下「中古自動車連合会」という。）の会員のうち中古自動車の販売を業とするものを構成員とする団体は、中古自動車連合会より封印取付け業務の適正な運営を確保するよう指導を受けている団体（以下「団体」という。）とする。

封印取付け委託申請については、あらかじめ地方運輸局と中古自動車連合会とが十分調整のうえ、申請させること。その際、本省自動車情報課にも事前に相談されること。

② 委託に際しては、基本通達第4条の内容を十分審査するとともに、さらに当該団体の財政状況、業務実績等の実態及び既存の甲種受託者との関係等についても総合的に勘案すること。

##### (2) 販売用中古自動車の範囲

販売用中古自動車の範囲は、当該構成員が自ら仕入れ若しくは販売する中古自動車又はユーザー等から委託を受け商品自動車として販売する中古自動車であって、古物営業法第16条の規定によって帳簿等への記載又は電磁的方法により記録することとされているものに限る。

#### 4 基本通達第2条第5号について

##### (1) 委託先

① 行政書士法（昭和26年2月22日法律第4号）第15条に規定される行政書士会（以下「行政書士会」という。）とする。

封印取付け委託申請については、あらかじめ地方運輸局と行政書士会とが十分調整のうえ、申請させること。その際、本省自動車情報課にも事前に相談させること。

② 委託に際しては、基本通達第4条の内容を十分審査するとともに、さらに当該団

体の財政状況、業務実績等の実態及び既存の甲種受託者との関係等についても総合的に勘案すること。

## 5 基本通達第10条第1項について

(甲種受託者の名において日本自動車輸入組合の輸入自動車販売事業者（以下「輸入自動車販売事業者」という。）、自動車登録業務に十分精通した行政書士（以下「行政書士」という。）、指定整備事業者又は車体整備事業者に封印の取付け作業を行わせる場合の方法等）

(7) 輸入自動車販売事業者、行政書士、指定整備事業者又は車体整備事業者に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ（一社）全国自動車標板協議会と日本自動車輸入組合、日本行政書士会連合会（以下「日行連」という。）、（一社）日本自動車整備振興会連合会又は日本自動車車体整備協同組合連合会との間で、それぞれ円滑な取付け作業が行えるよう基本的事項について確認しておくとともに、具体的な封印の取扱いに関しては当該甲種受託者と当該輸入自動車販売事業者、行政書士、指定整備事業者又は当該車体整備事業者との間でそれぞれ確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めを交わすものとする。

(イ) 甲種受託者は、輸入自動車販売事業者、行政書士、指定整備事業者又は車体整備事業者への封印の引渡しに当たっては、左欄に掲げる作業範囲について右欄に掲げる書類等の提示させることにより作業範囲を確認のうえ引き渡すこととする。この他、運輸支局長が指定した者への封印の引き渡しに当たっては、必要な書類等により指定された作業範囲を確認のうえ引き渡すこととする。

作業範囲	書類等
輸入自動車販売事業者が出張予備検査を受けた輸入自動車	・自動車予備検査証番号欄の末尾にローマ字「A」が付され、かつ、運輸支局名小印が押印された自動車予備検査証（写）
行政書士が他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。）	・顧客からの書類作成依頼の書面及び譲渡証明書（写）等
指定整備事業者が自ら販売する中古自動車であって現車提示の省略される自動車	・譲渡証明書（写）等及び保安基準適合証
指定整備事業者たる自動車整備協業組合又は自動車整備協同組合の組合員が自ら販売する中古自動車	・当該組合が所属する自動車整備振興会から予め提出のあった当該組合の組合員名簿 ・譲渡証明書（写）等
変更登録又は移転登録に伴い指定整備事業者又は車体整備事業者が行う封印の取付け	・登録事項等通知書及び旧自動車検査証（写）
車両法第11条第2項のうち番号変更のために必要となる封印の取付け	・登録事項等通知書及び旧自動車検査証（写）

車両法第11条第2項のうち再交付又は交換のために必要となる封印の取付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>・承認印のある交換再交付申請書（写）</li> <li>・出張封印確認書</li> </ul>
車両法第11条第4項及び第6項に基づき封印のき損等による又は整備のために取り外した封印の取付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>・顧客からの整備依頼の書面及び取り外した状況を示す写真</li> </ul>

## 7 基本通達第10条第2項について

(乙種受託者の名において行政書士に封印の取付け作業を行わせる場合の方法等)

行政書士に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ乙種受託者又は乙種受託者の所属する（一社）日本自動車販売協会連合会の支部と書士会との間で、それぞれ円滑な取付け作業が行えるよう基本的事項について確認しておくとともに、具体的な封印の取扱いに関して当該乙種受託者から行政書士に登録申請書類作成を依頼する際に希望を伝えるとともに必要に応じて確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めを交わすものとする。

## 8 基本通達第10条第3項について

(丙種受託者の名において構成員又は当該構成員を通じ行政書士に封印の取付け作業を行わせる場合の方法等)

(ア) 丙種受託者の構成員に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ中古自動車連合会と丙種受託者たる団体との間で、それぞれ円滑な取付け作業が行えるよう基本的事項について確認しておくとともに、具体的な封印の取扱いに関して当該丙種受託者と当該構成員との間で確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めを交わすものとする。

(イ) 丙種受託者は、構成員への基本通達第2条（4）ア又はイに係る封印の引渡しに当たっては、当該構成員からの譲渡証明書等の提示をもって、自ら販売する自動車であることを確認のうえ引渡すこととする。

(ウ) 当該構成員を通じ行政書士に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ丙種受託者たる団体と書士会との間で、それぞれ円滑な取付け作業が行えるよう基本的事項について確認しておくとともに、具体的な封印の取扱いに関して団体の構成員から行政書士に登録申請書類作成を依頼する際に希望を伝えるとともに必要に応じて確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めを交わすものとする。なお、丙種受託者は、構成員への基本通達第2条（4）ア又はイに係る封印の引渡しに当たっては、当該構成員からの譲渡証明書等の提示をもって、自ら販売する自動車であることを確認のうえ引渡すこととする。また、当該構成員を通じ行政書士に封印の取付け作業を行わせる際に当該構成員は、封印を行政書士に引渡すこととする。

## 9 基本通達第10条第4項について

(丁種受託者の名において行政書士に封印の取付け作業を行わせる場合の方法等)

(7) 書士会が行政書士に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ日行連と丁種受託者たる書士会との間で、それぞれ円滑な取付け作業が行えるよう基本的事項について確認しておくとともに、具体的な封印の取扱いに関して当該丁種受託者たる書士会と当該行政書士との間で確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めを交わすものとする。

(イ) 丁種受託者は、行政書士へ基本通達第2条(5)ア又はイに係る封印の引渡しに当たっては、譲渡証明書、顧客からの登録申請書類の作成依頼の書面等の提示をもって、当該行政書士自ら他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する登録申請書類を作成した自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。）に係る封印であることを確認のうえ引渡すこととする。

## 10 基本通達別記封印取付け受託者準則第7条について

運輸支局長は、封印取付け届出書の提出を受けたときは、その記載内容を確認したうえ、1通は確認済印を押して受託者に交付し、他の1通は次年度4月末まで保存しなければならない。

## 11 基本通達別記封印取付け受託者準則第8条について

運輸支局長は、出張封印確認書の提出を受けたときは、その記載内容を確認したうえ確認済印を押して、1通を受託者に交付することとする。他の1通は後日受託者に交付した1通が交付代行者等から回付されるまで保管することとし、交付代行者等から回付がされない場合又は交付代行者から求めがあった場合は、状況を受託者に確認することとする。交付代行者等から回付された出張封印確認書のうち登録申請に係るものは確認印を押印した日から5年間保存しなければならない。

# 封印委託の拡大について

種別	受託事業形態	再委託範囲	
		受託者の事業形態	再委託範囲
甲種 ナンバープレートの交付代行者	日本輸入自動車組合の輸入車ディーラー	・出張予備検査を受けた新車	
	丙種以外の指定整備事業者	・自ら販売する中古自動車 ・変更、移転登録(乙種及び丙種の販売する自動車を除く) ・再交付、交換、再封印	
乙種 型式指定車の新車販売業者	各都道府県の行政書士会に所属する自動車登録業務に十分精通した行政書士	・新規・変更・移転登録(乙種及び丙種の販売する自動車を除く) ・再交付、交換※、再封印	
	優良自動車整備事業者	・変更、移転登録(乙種及び丙種の販売する自動車を除く) ・再交付、交換、再封印	
丙種 各都道府県の中古車販売協会	自販連	自ら販売する自動車に係る新規登録 ・変更、移転登録 ・再交付、交換、再封印	新規登録(OSS申請に係るもの)
	離島 市町村	・構成員自ら販売する自動車に係る新規登録 ・変更、移転登録 ・再交付、交換、再封印	各都道府県の中古車販売協会の構成員たる中古車販売業者 再々委託 各都道府県の行政書士会に所属する自動車登録業務に十分精通した行政書士
丁種 各都道府県の行政書士会	甲種に同じ	甲種に同じ	委託範囲に同じ
		・新規・変更・移転登録(乙種及び丙種の委託範囲に係るものを除く) ・再交付、交換、再封印	各都道府県の行政書士会に所属する自動車登録業務に十分精通した行政書士

※現行はご当地ナンバーへの交換に限られているが、図柄入りナンバー等全ての交換が出来るようになります。